

国会会期を延長しての「安全保障法制」の

法整備を行わないことを求める意見書（案）

通常国会の会期が、戦後最長の95日間延長されることが決定された。もともと通常国会の会期は、150日間と決まっている。国会の会期内に審議がつくされず成立しなかった法案は、廃案にするというのが「会期不継続」の原則である。なにが何でも今国会で成立させると、3カ月以上も大幅に会期を延長するなどというのは、会期制の原則を乱暴に踏みにじるものである。当初の予想を上回る95日間もの延長幅になったのは、7月末までに「安全保障法制」を衆院通過させれば、参院で可決されなくても60日後には否決されたものとみなして、衆院で3分の2以上の賛成で再可決・成立させることができる「60日ルール」を見越してのことだといわれている。数を力に、文字通り国会審議を形骸化し、踏みにじるものというしかない。

これまでの戦闘地域に派兵しないという口実さえ投げ捨てて、文字通り武力の行使と一体化するアメリカなどの戦争への自衛隊の「後方支援」を認め、集団的自衛権は行使できないという憲法解釈を乱暴に変更して行使を認める「安全保障法制」が、違憲の法案であることは明らかである。国会では、衆院憲法審査会で、自民党推薦を含む3人の憲法学者が、そろって「違憲」と指摘した。また「安全保障法制」を審議する衆院特別委員会に、参考人として出席した2人の元内閣法制局長官も、「違憲、撤回を」「従来の憲法解釈の範囲内とは言えない」と指摘した。

「安全保障法制」反対の声は、マスメディアの世論調査でも、「反対」が58%（共同通信）、今国会で成立させる「必要がない」が65%（「朝日」）など、圧倒的である。

よって、違憲の法案の成立は許されず、「戦争法案」は会期を延長して成立させるどころかただちに廃案にすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

（提出先）衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣 防衛大臣 総務大臣